

意見公募の結果

1 規則の題名

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例施行規則

2 規則の案の公示の日

令和元年5月16日

3 提出意見並びに提出意見を考慮した結果及びその理由

意見数 3 件

番号	提出意見 (いただいたご意見の概要)	提出意見を考慮した結果 及びその理由
1	眺望景観形成協定の認定に関して	ご指摘の点につきましては、規則における「眺望景観形成協定認定申請書」の様式に、認定の判断に必要な事項として「協定の概要」等の記載項目を設け、申請の際に記載をいただくことにより、認定の可否につき判断を行うこととしております。
	認定の要件である「美しい眺望景観の形成に寄与する」点について判断基準に基づいた様式が必要である。	
2	制定の趣旨（後代への継承）に関して	貴重なご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。
	美しい眺望景観の保全と創出の達成への目標や基準等の官民共有には、歴史的変遷や変化状況の的確な検証を行うことが必要である。	
3	その他	貴重なご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。
	このほか、金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例の規定内容（用語の意義、責務、支援等）に関するご意見をいただきました。	